

原 議 保 存 期 間	5年(令和11年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和11年12月31日まで保存)

人 少 乙 達 第 9 8 号
 令 和 6 年 1 2 月 4 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

被害少年に対する継続的支援の実施について(通達)

- 対号1 令和3年11月16日付け人少甲達第60号「被害少年カウンセリングアドバイザー制度の実施について(通達)」
- 対号2 令和4年6月28日付け人少乙達第49号「被害少年に対する継続的支援の実施について(通達)」
- 対号3 令和4年6月28日付け生捜甲達第36号、人少甲達第41号「少年事案処理簿及び少年カードの様式について(通達)」
- 対号4 令和5年7月12日付け刑企甲達第69号、県相甲達第35号、生企甲達第105号、地甲達第57号、人少甲達第59号、生捜甲達第34号、捜一甲達第56号、組対甲達第27号、交企甲達第85号、交指甲達第60号、公甲達第42号「石川県被害者連絡実施要領の改正について(通達)」
- 対号5 令和6年11月19日付け人少乙達第91号「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施要領等について(通達)」

少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第36条第2項に規定する継続的な支援(以下「継続的支援」という。)については、「石川県少年警察活動に関する訓令」(平成19年石川県警察本部訓令第32号。以下「訓令」という。)及び対号2等に基づき推進されているところであるが、引き続き、下記の実施要領等に基づき、組織的かつ効果的な継続的支援の実施に努められたい。

なお、対号2は廃止する。

記

1 被害少年の報告

警察署等（警察署及び警察本部の犯罪被害者等支援担当課、捜査担当課、交通捜査担当課及び少年サポートセンターをいう。以下同じ。）の長（以下「警察署長等」という。）は、次の被害少年を認知した場合には、人身安全・少年保護対策課長（以下「人少課長」という。）に速やかに報告するものとする。ただし、初期段階の必要な支援として措置された場合（措置する方針で対応している場合を含む。）及び犯罪被害者等支援部門が主体的に支援を行う場合には、報告を要しないものとする。

- (1) 対号4において規定されている身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（以下「連絡対象事件」という。）の被害少年
- (2) 規則第37条に基づく福祉犯の被害少年
- (3) 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪被害のほか、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年

2 対象少年の指定等

- (1) 人少課長は、規則第2条第8号に掲げる少年について、継続的支援が特に必要と認められる少年を本通達の支援対象少年（以下「対象少年」という。）として指定するものとする。

対象少年の指定に当たり、被害の内容、精神的打撃の程度、年齢、生活、家族の状況等のほか、警察の支援を受ける意思及び保護者の同意（当該少年が特定少年（規則第2条第2号に掲げる特定少年をいう。）である場合は、本人の同意。以下同じ。）等について、継続的支援の必要性を判断するため、当該被害少年及びその保護者（加害者が保護者である場合には、当該保護者以外の被害少年を現に監護する者）に対し、必要に応じ、少年サポートセンター及び各警察署に配置された少年警察補導員による面接又は電話での調査を実施するものとする。

なお、面接による調査を行う場合には、少年サポートセンター及び各警察署に配置された少年警察補導員のほか、必要に応じ、被害少年の報告を行った警察署等の事件担当捜査員、少年相談対応者等を同席させるなど、被害少年の不安を解消させるよう努めるものとする。

- (2) 人少課長は、被害少年の報告を行った警察署長等に対し、対象少年として

の指定の有無について遅滞なく連絡するものとする。

3 継続的支援の実施要領

(1) 継続的支援の実施担当者は、少年サポートセンター及び各警察署に配置された少年警察補導員とし、個々の対象少年ごとに適任者を人少課長が選任するものとする。また、必要に応じて補助者を選任するものとする。担当者及び補助者の選任に当たっては、対象少年の状況、特性、年齢、性別等に配慮し、適任者を選任するものとする。

(2) 人少課長は、個々の対象少年に係る継続的支援について、対象少年の被害状況等を総合的に勘案するとともに、次の事項に配意し、その開始及び終了の時期、実施計画その他必要な事項を定めるものとする。この場合において、人少課長は、必要に応じ、被害少年カウンセリングアドバイザーその他の部外専門家の意見を聴くものとする。

ア 連絡対象事件の対象少年については、被害の形態等によっては、精神的被害の回復・軽減に向けて、中長期的にわたり、対象少年に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要となることを踏まえ、対象少年の状況に応じ、犯罪被害者等支援部門と連携した組織的かつ効果的な活動に配慮するとともに、対象少年の意向を把握し、その保護者の同意を得た上で、被害直後の早い段階から関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする被害者支援団体への紹介にも留意するものとする。

イ 福祉犯被害に係る対象少年に対しては、規則第8条第2項に掲げる継続補導対象の少年又は対号5により選定する連絡対象少年と重複する場合があることにも配慮しつつ、対象少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者や学校関係者等と協力するなどして、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めるものとする。

ウ 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等の被害を受けた対象少年については、事案の形態や対象少年の特性等により支援の在り方が異なることから、個々の事案に応じて児童相談所、学校、市町等と緊密に連携を図るとともに、必要に応じ、専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体への紹介にも留意するものとする。

(3) 警察署長は、少年サポートセンター等による継続的支援の実施に当たり、必要に応じて、カウンセリングや環境調整等の場所の確保、地域のボランティアへの連絡・調整等の対応について配慮するものとする。

- (4) 実施担当者は、継続的支援に係るカウンセリングの事前検討結果、実施結果、支援活動の実施状況等を人少課長に報告するとともに、対号4に規定する少年事案処理簿の様式により記録するものとする。

なお、人少課長は、被害少年の報告を行った警察署長等に対し、指定した当該対象少年の支援状況等について速やかに共有を図るものとする。

- (5) 人少課長は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第321条の3第1項第1号に掲げる者に該当する対象少年の継続的支援に係るカウンセリングに当たり、犯罪捜査における面接状況の疎明について、被害少年の報告を行った警察署等の事件担当捜査員との連携が必要であると認められる場合には、被害少年の報告を行った警察署長等に速やかに連絡するものとする。

4 継続的支援の実施に関する配意事項

(1) 信頼関係の構築

実施担当者は、対象少年やその保護者等のニーズを把握するとともに、対象少年の立場に立って考え、行動することにより、対象少年等との信頼関係を築くよう努めること。

(2) 面接上の配意

面接に当たっては、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと等、少年の心理その他の特性を十分認識するとともに、よき理解者として「聴く耳」を提供することを基本とし、被害少年の話をまずはそのまま受け止めるよう努めること。

また、継続的支援は、参考人としての事情聴取その他の犯罪捜査等に係る措置とはその目的や少年に接する際の留意事項等が異なることに留意すること。

(3) 個別事情への配慮

対象少年に係る犯罪被害等の態様は様々であることを認識した上で、個々の対象少年の被害状況、性格、周囲の環境等を深く洞察し、その個別の事情に応じた継続的支援を実施すること。

(4) 実施担当者への組織的支援

人少課長は、継続的支援が短期的に成果を得ることが困難で、かつ、専門的な知識・技能を必要とする活動であることなどから、実施担当者に相当の精神的な負担があること等に留意し、実施担当者の活動を組織として支援すること。

(5) 関係機関・団体との連携

継続的支援に当たっては、対象少年に応じ、保護者の同意を得た上で、学校その他の関係機関と緊密に連携するとともに、平素から、児童相談所、少年鑑別所、カウンセリング専門機関、医療機関等との更なるネットワークの構築に努め、専門家の知識・技能を結集した継続的支援を行うことができるよう配慮すること。

また、発達障害の認められる特別な支援が必要な対象少年に対する継続的支援を行う場合には、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、発達障害者支援センター等関係機関・団体との有機的連携の下に必要な協力体制の整備を図るとともに、保護者の同意を得た上で、関係機関等への紹介を行うなど、対象少年の状況に応じた適切な支援を行うこと。

(6) 教養等の拡充

人少課長は、継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進等にも配慮すること。

5 被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱等

被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱等については、対号1に基づき実施すること。

6 地域のボランティアとの連携

- (1) 人少課長は、継続的支援の実施に当たり、ボランティアの協力が必要と認めるときは、個々の支援に関し適任と認められるボランティアに協力を依頼するものとする。
- (2) 人少課長は、ボランティアへの協力依頼に当たり、当該対象少年の被害状況等を踏まえ、当該ボランティアの年齢、性別、職業、活動経験等を勘案するものとする。
- (3) ボランティアの協力を得て継続的支援を実施する場合には、あらかじめ対象少年及びその保護者に対し、ボランティアに協力を求める趣旨等を説明し、対象少年及び保護者の意思を確認するものとする。